

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	地方税の収納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、地方税の収納管理に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を順守し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和7年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の収納管理に関する事務
②事務の概要	収納関連業務 (1)松山市税の収納管理に関する業務 地方税法(昭和25年法律第26号)に基づき賦課された市県民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、入湯税の収納情報を管理する。 ○賦課情報の入手 市県民税、固定資産税、軽自動車税等の賦課情報を各システムから入手する。 ○収納(納付(納入)済通知書)情報の入手 指定金融機関でデータ化された、住民等の納付、納入した情報を、入手し、税務システムに一括登録する。 (2)過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付、充当通知書を出力し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書を税務システム登録し、一括処理する。 なお、随時に対応すべき場合は、税務システムでオンライン処理する。 (3)督促に関する業務 地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を督促用データファイルに出力し、封入封緘委託事業者に提供し、督促状の印刷及び封入封緘等を行い、督促用データ作成後に入金確認されたものを引抜き、住民等に督促状を送付する。 (4)名寄せに関する業務 住基情報から取得した個人番号を基に、複数の宛名番号を保持する住民等の収納情報の名寄せを行う。 (5)証明書交付業務 収納情報から、納税証明書、完納証明書の交付を行う。 (6)納付書再発行事務 納付書の紛失等に対応するため、各種納付書を再発行する。
③システムの名称	収納システム, 統合宛名システム, 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

収納管理情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表24の項
--------	-------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	松山市理財部納税課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6866)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松山市理財部納税課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6271)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	I－5－② 所属長	納税課長 菅能勝広	納税課長 中野洋一	事後	人事異動
平成28年8月26日	I－7 請求先	行政情報課	文書法制課	事後	機構改革
平成28年8月26日	II－1 いつの時点の計数か	2014/12/1	2016/4/1	事後	時点修正
平成28年8月26日	II－2 いつの時点の計数か	2014/12/1	2016/4/1	事後	時点修正
平成29年9月6日	I－5－② 所属長	納税課長 中野 洋一	納税課長 杉村 幸紀	事後	人事異動に伴う変更
平成29年9月6日	I－3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	○番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令上の根拠を追加
平成29年9月6日	II－1 いつの時点の計数か	2016/4/1	2017/4/1	事後	時点修正
平成29年9月6日	II－2 いつの時点の計数か	2016/4/1	2017/4/1	事後	時点修正
平成31年2月14日	II－1 いつの時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	時点修正
平成31年2月14日	II－2 いつの時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	時点修正
令和2年3月19日	II－1 いつの時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	時点修正
令和2年3月19日	II－2 いつの時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	時点修正
令和3年2月2日	II－1 いつの時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	時点修正
令和3年2月2日	II－2 いつの時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	時点修正
令和3年11月11日	II－1 いつの時点の計数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	時点修正
令和3年11月11日	II－2 いつの時点の計数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	時点修正
令和4年11月11日	特記事項	操作カード(職員証)やパスワード	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))	事後	変更
令和4年11月11日	II－1 いつの時点の計数か	2021/4/1	2022/4/1	事後	時点修正
令和4年11月11日	II－2 いつの時点の計数か	2021/4/1	2022/4/1	事後	時点修正
令和5年11月13日	II－1 いつの時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	時点修正
令和5年11月13日	II－2 いつの時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	時点修正
令和7年3月7日	II－1 いつの時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	時点修正
令和7年3月7日	II－2 いつの時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	時点修正
令和7年3月7日	I－3 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	○番号法第9条第1項 別表24の項	事後	法改正による変更